

富山市公共交通等燃料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則(平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、富山市公共交通等燃料価格高騰対策支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 交通事業者等 次に掲げるものをいう。

ア 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第7条に規定する鉄道事業者(旅客の運送を行うものに限る。)

イ 軌道法(大正10年法律第76号)第4条に規定する軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。)

ウ 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する
一般乗合旅客自動車運送事業者

エ 市町村の地域公共交通会議等での決定に基づき交通空白地域等において
生活交通手段確保の目的でバス運行等を行う事業者

(2) 補助算定期間 別表1に定める各期補助対象期間をいう。

(交付の目的)

第3条 この補助金は、燃料価格高騰の影響を受ける交通事業者等(以下「補助事業者」という。)が使用する燃料の価格の高騰分について支援することで、鉄軌道及び路線バスの運行の維持を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第4条 市長は、次に掲げる路線を運行する補助事業者に対し、燃料価格の高騰について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 別表2に定める鉄道及び軌道の路線

(2) 富山地方鉄道バス路線

(補助対象経費、補助率及び補助金の額)

第5条 この補助金の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表3によるものとし、補助金の額は、予算の範囲内において定めるものとする。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、富山市公共交通等燃料価格高騰対策支援事業費補助金交付申請書(様式第1号の1又は様式第1号の2)に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付の決定及び補助金額を確定し、富山市公共交通等燃料価格高騰対策支援事業費補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月24日から施行する。

別表1(第2条関係)

	補助算定期間
第1期	令和7年7月1日から令和7年9月30日まで

別表2(第4条関係)

路線名
あいの風とやま鉄道線
富山地方鉄道富山市内軌道線

別表3(第5条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額
(別表2に定める鉄道及び軌道の路線) 令和2年度の平均燃料費調整単価と電力量料金単価を合算したものと補助算定期間中の各月の燃料費調整単価等と電力量料金単価を合算したものの差額に消費電力量を乗じた額(※1) (富山地方鉄道バス路線) 令和2年度の平均燃料価格と補助算定期間中の平均燃料価格の差額に使用量を乗じた額(※2)	1/8 以内	補助対象経費に補助率を乗じた額

※1:燃料調整単価は、平均燃料価格に基づき、契約先が算定するもの。

燃料費調整単価等は、燃料費調整単価と市場調整単価を合算したもの。

※2:令和2年度の平均燃料価格及び補助算定期間中の平均燃料価格ともに各社の実績値を使用。